標準小作料制度廃止に伴う賃借料情報

標準小作料が廃止されたことから、農地法第 52 条に基づく賃借料情報の提供を、管内で実際に行われた賃貸借契約の料金を参考に農業委員会が行っております。

情報提供の趣旨

農地の所有者、経営者双方に客観的で透明性が確保された賃借料情報を提供することで、当事者の賃借料決定の一助となり、農地の利用権設定等が一層促進されることを期待するものです。

賃借料情報（令和7年）

農地区分	賃借料価格（円/10a）		
	平均価格	最高価格	最低価格
圃場整備完了地区（平坦地）	14,200	16,000	7,000
圃場整備完了地区（中山間地）	12,000	15,600	10,000

加賀市農業委員会